



※道入の雪出しは、通行の支障となり危険です。

税の申告が始まります ~お早めどうぞ~

所得税と住民税の申告は、3月16日(月)までです。所得税の申告については、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、郵送等でお早めに提出してください。申告会場にお越しの際には「印鑑」「前年の申告書控え」および必要な書類をご持参ください。また、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

区分	住民税の申告(市・道民税) ※所得税申告済みの方は不要。	区分	所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)	所得税の確定申告
会場	中央区役所 1階ロビー (中央区南3西11)	会場	札幌市教育文化会館 3階 (中央区北1西13)	札幌中税務署 (中央区大通西10 札幌第二合同庁舎) 札幌西税務署 (西区発寒4-1)
期間	3月2日(月)~3月16日(月)	期間	2月16日(月)~3月6日(金)	2月16日(月)~3月16日(月)
及び時間	午前8時45分~午後5時15分 ※土・日曜日は休みです。	及び時間	午前9時30分~午後4時 ※各会場とも土・日曜日は休みです。 なお、札幌市教育文化会館は、2月23日(月)は休館日になっております。また、札幌西税務署では2月22日、3月1日の日曜日にも確定申告の受け付けを行います(札幌中税務署は開庁していません)。	午前9時~午後5時
詳細	中央区役所課税課市民税係 ☎231-2400 (内線) 282~287、290、529、410~412	詳細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 ※自動音声案内にしたがってお問い合わせください。	<p>部分の中税務署、それ以外の中央区の方は西税務署が管轄です。</p>

※今年から「中央区民センター 1階ギャラリー」での還付申告会場は開設いたしませんのでご注意ください。

※国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書が簡単に作成できます。自動で検算もでき、計算誤りなどを防止できますので、ぜひご利用ください。さらにe-Tax²⁷²⁷を使えば、直接電子申告ができます。詳しい手続きは国税庁ホームページを参照してください。



食の安全マメ知識 第4回 食品表示の見方(1)

弁当や菓子などの食品表示には、原材料や製造者などが項目ごとに記載されています。第4回の「食の安全マメ知識」では、その中でも消費者の関心が高い食品の期限表示についてご紹介します。

【食品表示の一例】

名称	ポテトサラダ	マヨネーズ
原材料	じゃがいも、調味料(アミノ酸)、(原材料の一部に卵を含む)	
内容量	180g	
消費期限	21.2.1	
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存)	
製造者	〇〇食品株式会社	
	札幌市中央区南〇条西〇丁目	

その目安とってください。また、チューインガムやアイスクリームなど長期間品質が劣化しない食品は賞味期限表示の義務がありません。※消費期限、賞味期限とも未開封状態で「保存方法」を順守した場合の期限です。

【保存方法】

保存温度や保存状態などの保存方法が書かれています。食品の劣化が早まる場合もありますので、保存方法は守るようにしましょう。

【期限の設定】

期限の設定は、主に製造者が設定します。しかし、冷凍品を解凍して販売する場合は、販売者が期限を設定することもあります。

◆◆◆ 食品をムダにしないために買った後はきちんと保存し、「賞味期限切れだから」と安易に捨ててしまわず、自分の力で食品の安全を確かめるすべを身に付けたいですね。

○賞味期限 比較的長持ちする食品に年月日(3カ月を超えるものは年月)で表示されています。賞味期限を過ぎてはすぐに食べられなくなるわけではなく、おいしく食べられるおよ

担当 (詳細) 保健センター生活衛生 ☎(511) 7227